＜ご売却＞

# 単元未満株式買取請求取次依頼書（兼株式等の譲渡に係る告知）

特別口座

（上場株式等の譲渡の対価の支払をする発行法人）

| 会社名 | |
|---|---|

（　　）

社用欄

年　　月　　日

特別口座　口座管理機関　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社あて

**※裏面のご注意をお読みのうえ、太わく内にご記入ご押印ください。**

私が所有する下記の株式につき、当該株式の発行会社の株式取扱規程（則）に基づいて買取請求の取次を依頼します。
買取代金は下記送金方法指定欄に記載の方法により支払うことを請求いたします。

| 買取請求株式数 |
|---|
| 株 |

**＜ご郵送の場合＞**
ご所有の単元未満株式全株の買取をご希望で、株式数がご不明な場合は買取請求株式数欄に「**全株**」とご記入ください。
ご記入がない場合はご返却させていただきます。

**＜ご来店の場合＞**
株式数がご不明な場合は受付担当者にご確認のうえ、株主ご本人さまがご記入ください。

※ご連絡先電話番号（日中にご連絡が可能な電話番号をご記入ください）

| 電話番号 | －　　－ |
|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 住所 | 〒　　－ | 特別口座のお届出印 |
| 氏名 | （フリガナ）<br>※法人の場合は、法人名および代表者役職名・代表者名（フリガナ）もご記入ください。 | |

| 加入者口座番号 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 印鑑検索キー | | | | | | | | | | | | | | |

※1か２のいずれかをご選択ください。
送金方法のご指定がない場合は、ゆうちょ銀行現金払い（お支払いをする際、取引時確認のためご本人であることが特定できる資料（取引時確認資料）の提示等をお願いすることがあります。）といたします。

※フリガナは必ずご記入ください。

※送金方法指定欄（いずれかを○印で表示）

1．銀行口座振込

| フリガナ | 信金　農協<br>銀行　信組　労金 | 支店 |
|---|---|---|

| 金融機関番号 | 店番号 | 種目 | 口座番号 |
|---|---|---|---|
| | | 1．普通・総合　2．当座　4．貯蓄 | |

| 口座名義人 | | |
|---|---|---|
| | フリガナ | |
| | | |
| | 氏名 | |

2．ゆうちょ銀行現金払い
（貯金事務センターから「振替払出証書」が送付されるまで２週間程度の日数を要します。）

社用欄

| 取扱（取次）店受付印 | 事務取扱場所受付印 | |
|---|---|---|
| | | |

| 印鑑照合 | | 株主情報確認 | |
|---|---|---|---|
| 区分コード | | | |
| 受付日 | ．　． | | |

| （告知確認者が記入） | |
|---|---|
| 確認日 | |
| 確認書類 | |
| 確認場所の名称 | |

＜ご売却＞

＜ご注意＞

1．買取請求株式数が特別口座に記載されている株式数を超過している場合は、特別口座に記載されている株式数を請求株式数としてお取扱いいたします。

2．買取請求の効力は、本請求書が発行会社の株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日に生じます。
また、三菱UFJ信託銀行が特別口座の口座管理機関と株主名簿管理人を兼ねる場合は、本請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日に買取請求の効力が生じますが、相続手続と同時にご請求された場合には、相続手続が完了した日が効力発生日となります。

3．買取価格は、買取請求の効力発生日の発行会社所定の証券取引所における終値を適用いたします。
ただし、当日に取引がなかった場合は、その後、最初に取引された価格を買取価格といたします。

4．買取価格および価格適用の取引所の指定はできません。

5．買取請求の撤回はできません。ただし、株式併合等が行われる場合であって、証券保管振替機構の業務規程第65条第１項第２号イからへまでに掲げる日までに買取価格が決定しないときは撤回の申出があったものとみなします。

6．買取代金は、買取価格が決定した日の翌営業日から起算して４営業日後の日に、発行会社所定の手数料を差し引いたうえで、本請求書ご指定の方法でお支払い（ご送金）いたします。
なお、ゆうちょ銀行現金払いによるお支払いにつきましては、２週間程度の日数を要します。

7．買取請求をされた株式は、買取代金の支払日に発行会社口座に振り替えられます。

8．ご印鑑は特別口座の口座管理機関へのお届出印をご押印ください。印鑑が相違すると手続きができませんのでご注意ください。

9．本請求は、特別口座に記載されている株式についてのみお使いいただけます。

10．株主確定日（期末・中間基準日等）の前営業日から起算して３営業日前の日（株主確定日が休業日の場合は、株主確定日の前営業日から起算して４営業日前の日）から当該株主確定日までの期間、およびその他必要があると証券保管振替機構が認める日においては、買取請求の受付を停止いたします。

＜買取請求に伴う譲渡益課税について＞

単元未満株式について買取を請求する場合、その譲渡所得につきましては、申告分離課税の対象となり本人確認書類の提示が必要となります。
なお、別紙をご参照のうえ、本人確認書類のご提示と併せて、個人番号等をお届出いただけなかった場合は支払調書に個人番号等が記載されない場合がございます。

＜個人番号等記載欄＞

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | |

別紙

# 本人確認書類　（個人株主様）

以下１～3 のうち、いずれかの書類をご提出ください。

| | |
|---|---|
| 1 | **『個人番号カード』のコピー（表裏の両面）**<br>**表面**<br> <br>**裏面**<br> |
| 2 | **『通知カード』（※1）のコピー　＋　本人確認書類**<br> <br>＋<br>本人確認書類<br><br>（※1）通知カードについて<br>2020 年５月以降「通知カード」の記載事項（氏名・住所など）に変更が生じた場合は、マイナンバーの届出にご利用いただけません。<br><br>**＜本人確認書類例＞**<br>**顔写真付きのものであれば１点、顔写真なしのものであれば２点、ご提出ください。**<br>➢ 運転免許証の写し<br>➢ 運転経歴証明書の写し<br>➢ 各種健康保険証の写し（※2）<br>➢ 各種年金手帳の写し<br>➢ 各種福祉手帳の写し<br>➢ 在留カードの写し<br>➢ 特別永住者証明書の写し<br>➢ 印鑑登録証明書の原本（発行後６ケ月以内のもの）<br><br>（※2）各種健康保険証について<br>2024/12/2 をもって新規発行停止となっておりますが、経過措置中（2025/12/1 まで）は使用可能です。<br>経過措置期間後は無効となりますので、ご留意ください。<br>なお、健康保険証の代替書類である資格確認書についても健康保険証と同様に受け入れ可能です。<br>**【ご注意】**<br>**本人確認書類は、ご提出日時点で有効であることをご確認ください。各種保険証、年金手帳等は、必ず住所記載面のコピーもご提出ください。** |
| 3 | **個人番号の記載がある『住民票の写し』または『住民票記載事項証明書』の原本（発行後６ケ月以内）　＋　それ以外の本人確認書類（１種類）** |

G3215 A4 DB

# 本人確認書類　（法人株主様）

別紙

以下１～５のうち、いずれかの書類をご提出ください。

<table>
<tr><td>１</td><td>登記事項証明書の原本</td><td rowspan="2">・　発行後６ケ月以内のもの</td></tr>
<tr><td>２</td><td>印鑑証明書の原本</td></tr>
<tr><td>３</td><td>国税または地方税の領収証書のコピー</td><td rowspan="3">・　領収証日付の押印または発行年月日の記載があり、その日がご提出日から６ケ月以内のもの。<br><br>・　お届出住所（または通信先ご住所）の記載がないものはご利用いただけません。</td></tr>
<tr><td>４</td><td>国税または地方税の納税証明書のコピー</td></tr>
<tr><td>５</td><td>社会保険料の領収証書のコピー</td></tr>
</table>